

## 災害時における物資の供給に関する協定書

姫路市（以下「甲」という。）と株式会社エコリング（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の自然災害等（以下「災害」という。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合の物資の調達及び優先供給等に関して次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、姫路市内に災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、物資の調達及び優先供給に関する事項について定める。

### （協力の要請）

第2条 甲は、災害時における物資の確保を図るために必要があると認めるときは、物資供給協力依頼書（別紙1）により次に掲げる事項を示して、乙に物資の供給協力を要請することができる。ただし、物資供給協力依頼書による依頼を行う時間的猶予がない場合は、電話等の方法により要請し、事後、速やかに物資供給協力依頼書を交付するものとする。

- (1) 品目又は品名
- (2) 数量
- (3) 納入日時
- (4) 納入場所
- (5) その他必要な事項

### （物資の種類）

第3条 乙が甲に対して供給する物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 乙が別に定める供給要請対象物資一覧に掲げる物資
- (2) その他乙が取り扱う商品

### （協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、その要請事項について、優先的かつ速やかに協力を行うものとする。

2 乙は、物資の一覧を納品書等に記載した上で、物資を引渡し場所まで運搬する。ただし、乙が当該物資を運搬することが困難である場合は、甲が別に指定する者に運搬させることができる。

3 前項の引渡し場所は、甲乙協議の上、定めるものとする。

4 甲は、物資が引渡し場所に運搬されたときは、納品書等と突合して確認した上で物資の引渡しを受けるものとする。

### （経費の負担）

第5条 乙が甲に供給した物資の代金及び乙が行った運搬等に要する経費は、乙が負担するものとする。

(災害時の乙の営業に係る甲の協力)

第6条 災害が発生した場合において、乙が店舗施設の安全を確認した上で営業を再開するときは、甲の協力を受けることができる。

(平常時の活動)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、必要に応じ、平素から情報交換を行うものとする。

2 乙は、甲が実施する防災訓練への参加等に努め、平素から災害発生時に備えるものとする。

(連絡先等の確認)

第8条 甲及び乙は、連絡責任者を別紙2「連絡体制表」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協定期間及び更新)

第9条 この協定は、締結の日から適用し、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一内容でもって継続するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 3月 10日

甲 姫路市安田四丁目1番地  
姫路市  
姫路市長

乙 兵庫県姫路市御国野町御着352  
株式会社エコリング  
代表取締役社長